

開設の手引き

(無床診療所・無床歯科診療所)

埼玉県本庄保健所

＜目次＞	頁
1. 開設にあたって	
・ 診療所・歯科診療所の名称	1
・ 標榜診療科名・広告	1
・ 院内掲示義務	2
・ 医療機関における医療安全対策	2
・ 医療機能情報制度	2
2. 構造設備基準	3
3. 診療所、歯科診療所開設手続きの流れ	5
4. 医師、歯科医師が個人で開設する場合	6
5. 医師、歯科医師以外の者が開設する場合（法人等）	8
6. 診療用エックス線装置を設置する場合	10
7. 開設届出事項を変更する場合の手続き（個人開設）	12
8. 開設許可（届出）事項を変更する場合の手続き（法人等開設）	13
9. 休止・廃止・再開する場合の手続き	14

※厚生労働省等からの通知に関しては、埼玉県医療整備課のホームページを御確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html>

1. 開設にあたって

診療所・歯科診療所の名称

①診療所、歯科診療所の名称は、広告の一環としてその使用が制限されています。

診療所、歯科診療所として広告できる事項については、医療広告ガイドラインを参照してください。

②診療所、歯科診療所の名称には、病院と区別するため、「(歯科)診療所」「(歯科)クリニック」「(歯科)医院」等を名称につけることが望ましいとされています。

③ 診療所、歯科診療所の名称として認められていないものの例

診療科名として認められないもの (医療広告ガイドラインに規定)	<例>	〇〇インプラントセンター 〇〇アンチエイジングクリニック 〇〇乳腺科クリニック (乳腺クリニック、乳腺外科クリニック等は可)
病院と紛らわしい名称	<例>	〇〇病院分院 〇〇中央外科 〇〇総合内科
優位性、優秀性を示す名称	<例>	理想的〇〇診療所 最強〇〇クリニック
実態に反する名称	<例>	山田という医師が開設、診療する診療所に 「小澤医院」という名称を付すようなこと。 研究所の附属機関でないのに〇〇研究所 附属〇〇診療所と付すこと。

※医療法人の場合は、定款（寄附行為）に記載された診療所の名称になります。

標榜診療科名・広告

診療所、歯科診療所における広告可能事項及び標榜できる診療科名は、医療広告ガイドラインによって決められています。詳しくは医療広告ガイドラインをご覧ください。

院内掲示義務

診療所内の入口、受付又は待合室付近の患者の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示してください。(医療法第14条の2)

- ① 管理者の氏名
- ② 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- ③ 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

例)

管理者氏名 ○○ ○○		
診療日時及び診療に従事する医師(歯科医師)名		
	9:00~12:00	15:00~18:00
月、火	内科 担当医○○○○	小児科 担当医△△△△
水、金	小児科 担当医△△△△	内科 担当医○○○○
土	内科 担当医○○○○	休診
※木、日、祝日 休診		

医療機関における医療安全対策

医療の安全の確保のため、診療所、歯科診療所には、医療に係る安全管理のための指針の整備、職員研修の実施(当該診療所外での研修受講でも可)、その他医療安全の方策を講ずることが義務付けられています。(医療法第6条の12、医療法施行規則第1条の11)

医療機能情報提供制度

医療機関の管理者は、県民の医療機関の適切な選択を支援するために、医療機能に関する情報を都道府県知事に報告するとともに、その情報を医療機関内で閲覧できるようにすることが義務付けられています。(医療法第6条の3)

報告した内容については、埼玉県医療機能情報システムにて公表されています。

<http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/>

2. 構造設備基準

※太字下線部分は、法で規定されています。設置する場合には必ず基準を満たさなければなりません。(規：医療法施行規則)

※細字は、指導事項です。

区画 構造の 一体性	<p>1. 診療所、歯科診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所を居宅内に開設する場合、診療所と居宅の出入口が別であり、廊下等を共有することなく明確に区画すること。 ・ビル内に診療所がある場合、ビルの階段・廊下等と明確に区画すること。 <p>2. 医療機関の各施設は、原則として構造の一体性を保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑居ビル等の数階にわたって開設される場合、医療施設の専用経路（専用階段、専用エレベータ等）を確保すること。 <p>3. 原則として、各室が独立していること。また、各室の用途が明示されていること。</p>	
待合室 診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・診察室と待合室の区画は、患者のプライバシー保護等に配慮し、扉が望ましい。 ・1室で多くの診療科を担当することは好ましくない。 ・小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。 ・他の室（診察室含む）と明確に区画されていること。診察室が他の室への通路となるような構造でないこと。 ・患者のプライバシー保護に努めること。 ・診察室は、医師1人につき一室が望ましい。 ・給水設備があることが望ましい。 	
処置室	<ul style="list-style-type: none"> ・診察室と処置室を兼用する場合には、処置室として使用する部分をカーテン等で区画することが望ましい。 	
薬の 保管	調剤所を 設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。</u> ・<u>冷暗所（又は電子冷蔵庫）を設けること。</u> ・<u>感量10mgのてんびん及び500mgの上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。（規第16条第1項第14号）</u> ・鍵のかかる貯蔵設備を設けること。 ・調剤所と他の室との間には、隔壁を設けること。
	調剤所を設 けない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所、歯科診療所内に鍵のかかる貯蔵設備を設けること。

歯科治療室	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でないこと 	
歯科技工室	歯科技工室を設ける場合 (その診療所の患者のために歯科技工が行われる場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・防塵設備その他必要な設備を設けること。(規第16条第1項第13号) ※必要な設備とは、防火設備、消火用機械・器具等である。 ・十分な採光、換気装置、ダストコレクター(集塵機、卓上型も可)の設置、作業台やその他歯科技工に必要な器具機械を備えること。 ・給水設備を設けること。ただし、水を必要としない歯科技工を行うときはこの限りでない。 ・石膏阻集器を設置すること。
	歯科技工室を設けない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科を行う場合、診療所内に石膏阻集器を設置すること。
エックス線装置及び診療室	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。(規第30条の4第2号) ※必ずしも操作室を設ける必要はない。 ・エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。(規第30条の4第3号) ・管理区域である旨を示す標識を付すること。(規第30条の16) ・エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。(規第30条の20第2項第1号) ・移動式のポータブル装置の場合には、保管場所に鍵がかかる設備を用意すること。なお、診察室などで大半を使用する場合、エックス線診療室が必要である。 ・防護用エプロン、取扱者の被ばく測定器具を準備すること。 ※「診療用エックス線装置を設置する場合」のページも参照してください。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。(規第16条第1項第1号) ・暖房設備は、診察室、処置室、病室、エックス線室、分娩室及び新生児の入浴施設にできる限り設置すること。 ・廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法の規定を遵守すること。 ・寝具類の洗濯を外部に委託する場合は、厚生省健康政策局指導課長通知によること。 ・給水設備については、水道法の規定を遵守すること。 	

3. 診療所、歯科診療所開設手続きの流れ

※4月1日に保険診療開始と仮定した場合の日程の目安です。

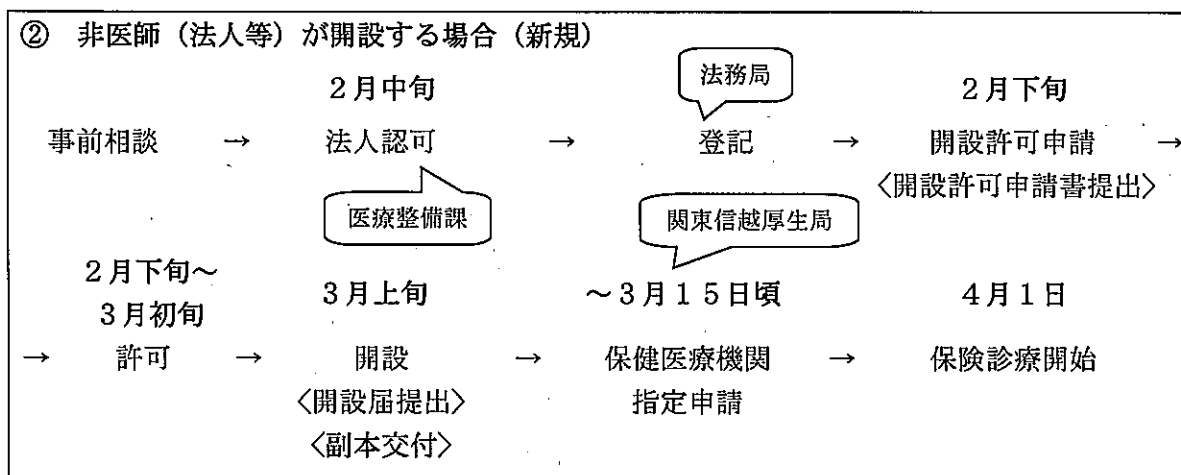
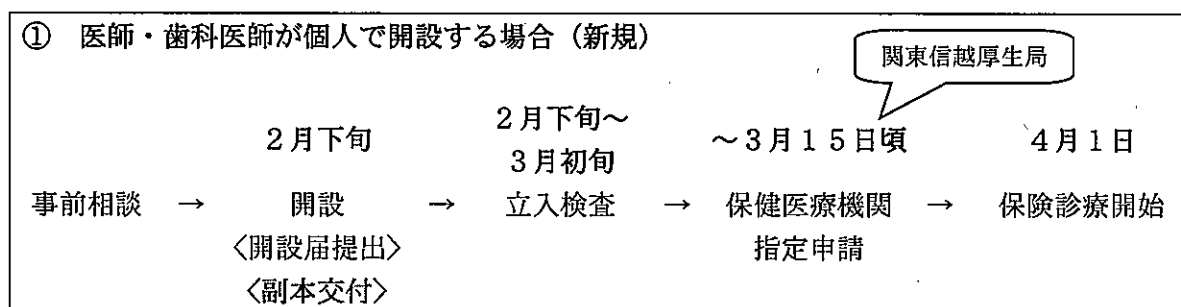
※本庄保健所における一般的な開設手続きの流れです。実際の開設手続きの流れについては、事前相談の際にご相談ください。

※保健医療機関の新規指定申請の締切日については、関東信越厚生局指導監査課(埼玉県を管轄)のホームページを確認してください。

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shido_kansa/deadline.html

<問い合わせ先>

- ・ 関東信越厚生局指導監査課
電話 048-612-7508(代)



4. 医師、歯科医師が個人で開設する場合

※太字下線部分は、法で規定されています。設置する場合には必ず基準を満たさなければなりません。(規：医療法施行規則)

※細字は、指導事項です。

① 管理者の要件

医療機関の非営利性を維持するため、また、医療法によって、いくつか制約が設けられています。

<u>開設者は管理者であること</u>	<u>開設者が他の者を管理者とすることは、特殊な場合を除き認められない。</u> <small>(開設者が他の者を管理者とする場合には、許可申請をする必要がある。)(医療法第12条第1項)</small>
<u>管理者は、他の診療所等の管理者でないこと</u>	<u>管理者が別の診療所、歯科診療所の管理者になることは、特殊な場合を除き認められない。</u> <small>(開設者が別の診療所、歯科診療所の管理者になる場合、2以上の病院等の管理許可申請をする必要がある。)(医療法第12条第2項)</small>
<u>管理者は、臨床研修を修了し、臨床研修修了登録を済ませている者</u>	<u>ただし、以下の条件に該当する場合には、臨床研修を修了していなくても管理者となることができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>医籍登録が平成16年3月31日以前の場合</u> ・<u>歯科医籍登録が平成18年3月31日以前の場合</u> <small>(医療法第10条第1項)</small>
<u>医業及び歯科医業を併せて行う診療所における管理者</u>	<u>主として医業を行う場合：管理者は医師</u> <u>主として歯科医業を行う場合：管理者は歯科医師</u> <small>(医療法第10条第2項)</small>
<u>管理者の責務</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>管理者は診療所の管理責任があり、常勤である必要がある。</u>

② 届出様式、添付書類等

医師又は歯科医師が診療所を開設した場合

事案	臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師が診療所を開設した場合
様式	様式5 (診療所開設届)
提出部数	2部 (1部は収受印を押印後に返還)
提出期限	診療所開設後10日以内
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>管理者の免許証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、免許証の原本も持参してください。 2 <u>管理者の履歴書 (写真添付)</u> 3 <u>管理者の臨床研修修了登録証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、登録証の原本も持参してください。 ・ 平成16年4月1日以前に医師免許を取得した医師、又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を取得した歯科医師は、臨床研修修了登録証の添付が不要です。 4 <u>従事する医師、歯科医師の免許証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、免許証の原本も持参してください。 5 <u>従事する医師、歯科医師の履歴書</u> 6 <u>土地建物の登記簿謄本</u> (土地・建物が自己保有の場合) 7 <u>土地建物の賃貸借契約書の写し</u> (土地・建物が賃貸借に該当する場合) 8 <u>敷地周囲の見取図</u> 9 <u>敷地平面図</u> 10 <u>建物平面図</u> 11 麻酔科を標榜するときは、<u>麻酔科標榜許可証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、許可証の原本も持参してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては、専属薬剤師を置かなければなりません <input type="radio"/> 歯科技工室を設ける場合には、防塵設備が必要となります

5. 医師、歯科医師以外の者が開設する場合（法人等）

※太字下線部分は、法で規定されています。設置する場合には必ず基準を満たさなければなりません。（規：医療法施行規則）

※細字は、指導事項です。

① 開設者の要件

医師・歯科医師以外の者が開設する場合、医療機関の非営利性を維持するため、また、医療法によって、いくつか制約が設けられています。

<p><u>法人が開設する場合、営利を目的とする者でないこと</u></p>	<p>営利を目的として診療所、歯科診療所を開設しようとする者には、許可を与えないことができる。</p> <p><u>（医療法第7条第6項）</u></p> <p>〈法人が開設できる場合の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人 ・社会福祉法人 →介護老人福祉施設等の医務室として診療所を開設する場合 ・医療生活協同組合等 ・株式会社 →自社職員の福利厚生のために開設する場合 ・行政
--	---

② 管理者の要件

医療法によって、いくつか制約が設けられています。また、医療法人が開設する診療所、歯科診療所の管理者は、医療法人の理事になっている必要があります。

<p><u>管理者は、他の診療所等の管理者でないこと</u></p>	<p>管理者が別の診療所、歯科診療所の管理者になることは、特殊な場合を除き認められない。</p> <p><u>（開設者が別の診療所、歯科診療所の管理者になる場合、2以上の病院等の管理許可申請をする必要がある。）（医療法第12条第2項）</u></p>
<p><u>管理者は、臨床研修を終了し、臨床研修修了登録を済ませている者</u></p>	<p>ただし、以下の条件に該当する場合には、臨床研修を修了していなくても管理者となることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医籍登録が平成16年3月31日以前の場合 ・歯科医籍登録が平成18年3月31日以前の場合 <p><u>（医療法第10条第1項）</u></p>
<p><u>医業及び歯科医業を併せて行う診療所における管理者</u></p>	<p>主として医業を行う場合：管理者は医師 主として歯科医業を行う場合：管理者は歯科医師</p> <p><u>（医療法第10条第2項）</u></p>
<p>管理者の責務</p>	<p>管理者は診療所の管理責任があり、常勤である必要がある。</p>

③ 届出様式、添付書類等

医療法人等が診療所を開設する場合

事案	臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師でない者が診療所を開設する場合
様式	様式20 (診療所開設許可申請書)
提出部数	2部 (1部は許可証をつけて返還)
提出期限	診療所開設前
手数料	20,000円
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款、寄附行為又は条例 2 法人登記簿謄本 3 土地建物の登記簿謄本 (土地・建物が自己保有の場合) 4 土地建物の賃貸借契約書の写し (土地・建物を賃借する場合) 5 敷地周囲の見取図 6 敷地平面図 7 建物平面図 8 麻酔科を標榜するときは、<u>麻酔科標榜許可証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、<u>許可証の原本</u>も持参してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては、専属薬剤師を置かなければなりません。 ○ 歯科技工室を設ける場合には、防塵設備が必要となります。

開設を許可された診療所を開設した場合

事案	様式20号の申請により開設を許可された診療所を開設した場合
様式	様式17 (診療所開設届)
提出部数	2部 (1部は収受印を押印後に返還)
提出期限	開設後10日以内
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>管理者の免許証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、<u>免許証の原本</u>も持参してください。 2 <u>管理者の履歴書 (写真添付)</u> 3 <u>管理者の臨床研修修了登録証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、<u>登録証の原本</u>も持参してください。 ・ 平成16年4月1日以前に医師免許を取得した医師、又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を取得した歯科医師は、臨床研修修了登録証の添付が不要です。 4 <u>従事する医師、歯科医師の免許証の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認に使用しますので、<u>免許証の原本</u>も持参してください。 5 <u>従事する医師、歯科医師の履歴書</u>

6. 診療用エックス線装置を設置する場合

※太字下線部分は、法で規定されています。設置する場合には必ず基準を満たさなければなりません。(法：医療法、規：医療法施行規則)

※細字は指導事項です。

①構造設備基準

エックス線診療室	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。(規第30条の4第2号)</u> ・壁、天井、床、扉、窓等で区画すること。遮へい材は必ずしも鉛でなくてもよい。 ・換気扇、空調、または電気ケーブルの穴等、区画ができない部分には、漏えいを防ぐ処置がなされる必要がある。
エックス線診療室にかかわる表示	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>エックス線診療室である旨の表示をすること。(規第30条の4第3号)</u> ・<u>管理区域である旨を示す標識を付すること。(規第30条の16)</u> ・<u>エックス線診療室の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。(規第30条の13)</u> ※注意事項は、患者向け、従事者向けのもを掲示すること。 ・<u>エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。(規第30条の20第2項第1号)</u> ※なお、電源と連動して点灯する表示灯の設置が望ましい。
操作する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものであること。(法第20条)</u> ※必ずしも操作室を設ける必要はない。
暗室	<ul style="list-style-type: none"> ・劇薬指定の薬品を使う室であるため、操作、換気等に十分に配慮した構造が望ましい。
被ばく防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防護用エプロン、取扱者の被ばく測定器具（フィルムバッチ、ガラスバッチ、ルクセルバッチ、電子線量計等）を準備すること。

②提出書類

- ・装置1台ずつの提出が必要となります。
- ・設置、変更、廃止後10日以内に提出してください。

エックス線装置を新規に設置した場合 追加購入した場合	<p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療用エックス線装置設置届（様式27号） <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エックス線診療室の平面図及び側面図 ②漏えい線量線測定結果報告書（写）
エックス線装置に関する事項を変更した場合	<p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療用エックス線装置等変更届（様式35号）
エックス線装置を廃止した場合	<p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療用エックス線装置等廃止届（様式36号）

※放射線障害の防止に必要な注意事項の例示

①患者向け注意事項（撮影室の廊下等に掲示）

<p>エックス線検査を受けられる方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指示があるまで入室しないでください。 2 機械器具には手を触れないでください。 3 介助等で立ち入る場合は技師の指示に従ってください。 4 妊娠またはその疑いがある方は事前に医師または技師に申し出てください。 5 わからないこと等は医師または技師にお尋ねください。

②放射線診療従事者向け注意事項（操作室内等に掲示）

<p>放射線取扱従事者心得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人被ばく線量測定器を必ず着用し作業すること。 2 エックス線を人体に照射する時は必要最小限にとどめる等被ばく防止の措置を講ずること。 3 エックス線照射中は「使用中」のランプを点灯し、無用のものは撮影室内へ立ち入らせないこと。 4 エックス線照射中に撮影室内で作業をするものは防護衣を着用するなど被ばく防護措置を講ずること。 5 エックス線室、エックス線装置、器具等は定期的に点検整備し、また、規定に基づき漏えい線量の測定を行い記録すること。 6 健康診断は規定に基づき定期的に受診すること。
--

7. 開設届出事項を変更する場合の手続き（個人開設）

診療所開設届出事項のうち一定の事項を変更した場合

<p>事案</p>	<p>診療所を開設した臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師が、開設届出事項のうち下記の事項を変更した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の住所及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> ・開設者そのものの変更は、診療所の廃止及び開設の手続きが必要です。 2 名称 3 開設場所 <ul style="list-style-type: none"> ・町名、番地等が変更された場合。 ・移転による所在地そのものの変更は、診療所の廃止及び開設の手続きが必要です。 4 診療科目 5 開設者が、病院（診療所）を開設若しくは管理し、又は病院（診療所）に勤務する者であるときはその旨 6 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設した者であるときはその旨 7 医師又は歯科医師、薬剤師、看護師等の従業者の定員の変更 8 敷地の面積及び平面図 9 建物の構造概要及び平面図 10 歯科技工室の構造設備の概要 11 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 12 管理者の住所及び氏名 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者そのものの変更も含む。 13 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間 14 薬剤師の氏名
<p>様式</p>	<p>様式14（診療所開設届出事項変更届）</p>
<p>提出部数</p>	<p>1部</p>
<p>提出期限</p>	<p>変更後10日以内</p>
<p>添付書類</p>	<p>【敷地、建物に係る事項を変更した場合（事案8～11）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地平面図又は建物平面図 <p>【管理者の変更、又は医師、歯科医師、助産師及び薬剤師を雇用した場合（事案12～14）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許証の写し <ul style="list-style-type: none"> ・確認に使用しますので、<u>免許証の原本</u>も持参してください。 2 写真添付の履歴書 3 臨床研修修了登録証の写し（管理者の医師又は歯科医師のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・確認に使用しますので、<u>登録証の原本</u>も持参してください。 ・平成16年4月1日以前に医師免許を取得した医師、又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を取得した歯科医師は、臨床研修修了登録証の添付が不要です。

8. 開設許可（届出）事項を変更する場合の手続き（法人等開設）

診療所開設許可事項のうち一定の事項を変更する場合

事案	<p>臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設した者が、下記の事項を変更する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設の目的及び維持の方法の変更 2 従業員の定員 3 敷地の面積及び平面図の変更 4 建物の構造概要及び平面図の変更 5 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・病室の病床数を減少させようとするときは、様式12号の手続きが必要。
様式	様式2（診療所開設許可事項一部変更許可申請）
提出部数	2部（1部は許可証をつけて返還）
提出期限	変更前
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地、建物に係る事項を変更したときは、<u>平面図（変更前と変更後）</u> 2 （増床又は病床種別の変更にあたっては、<u>医療従事者名簿</u>）

診療所開設許可事項のうち一定の事項を変更した場合

事案	<p>臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設した者が、下記の事項を変更した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の住所又は氏名（法人の名称及び主たる事務所の所在地） <ul style="list-style-type: none"> ・開設者そのものの変更は、診療所の廃止及び開設の手続きが必要です。 2 名称 3 診療科目 4 開設者が医師又は歯科医師であって、病院（診療所）を開設若しくは管理し、又は病院（診療所）に勤務する者であるときはその旨 5 各病室の病床数の減少（有床診療所） <ul style="list-style-type: none"> ・増床しようとするときは、様式2号による申請が必要。（増床については、事前に相談してください） 6 定款（寄附行為、条例）
様式	様式12（診療所開設許可事項一部変更届）
提出部数	1部
提出期限	変更後10日以内
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款、寄附行為又は条例を変更したときは、<u>定款等</u> 2 敷地、建物に係る事項を変更したときは、<u>平面図</u> 3 新規に麻酔科を標榜しようとするときは、<u>麻酔科標榜許可証</u>の写し <ul style="list-style-type: none"> ・確認に使用しますので、<u>許可証の原本</u>も持参してください。

9. 休止・廃止・再開する場合の手続き

診療所・歯科診療所を休止・廃止・再開する場合には、休止・廃止・再開後10日以内に保健所に届出をする必要があります。

なお、休止期間は原則1年以内になります。(法第8条の2第1項)

休止・廃止した場合は、診療所休(廃)止届(様式6号)を提出してください。

再開した場合は、診療所再開届(様式7号)を提出してください。

エックス線装置を設置している場合は、診療用エックス線装置等廃止届(様式36号)を提出してください。

(また、保険指定等各種認定、指定を受けている場合には、認定機関への届出が必要になる場合があります。)